

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)
(以下「PFI 法」という。)第 8 条第 1 項の規定に基づき、延岡市営住宅一ヶ岡 D 団地・一ヶ岡 E
団地集約建替事業(南街区)を実施する事業者を選定したので、PFI 法第 11 条第 1 項の規定によ
り、客観的な評価の結果を公表する。

令和 7 年 9 月 25 日

延岡市長 三浦 久知

延岡市営住宅
一ヶ岡 D 団地・一ヶ岡 E 団地集約建替事業
(南街区)

客観的評価結果

令和 7 年 9 月
延 岡 市

1 優先交渉権者決定までの経緯

本事業を実施する事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザルにより募集及び選定を行った。令和7年3月24日付けで募集要項等の公表を行ったところ、1グループからの提案書等の提出があった。

市は、本事業において事業者選定を実施するに際し、中立かつ公正な事業者の選定が行われるよう審議を行うことを目的として「延岡市営住宅一ヶ岡D団地・一ヶ岡E団地集約建替事業事業者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）を設置し、選定審査会が優先交渉権者選定基準に基づいて審査した結果を踏まえ、上田工業株式会社を代表とするグループを優先交渉権者として決定した。

2 優先交渉権者

上田グループ

代表企業	上田工業株式会社
構成企業	株式会社市浦ハウジング&プランニング福岡支店
	有限会社小嶋凌衛建築設計事務所

3 提案価格

874,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 財政負担額の削減効果

市が自ら実施した場合の市の財政負担見込額とPFI方式により実施する場合の市の財政負担見込額を、事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。

この結果、本事業を市が自ら実施する場合に比べ、PFI方式により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が約0.4%程度削減されるものと見込まれる。